

役員選出規程

制定 1999年 6月23日

改訂 2003年 7月26日

(目的)

第1条 この規程は、SAK 役員の選任にあたり、各加盟団体の利害を超越し真に組織人として SAK の目的達成のために貢献する人物を、役員候補者（以下候補者という）として選出することを目的に、運営規則第2条により定める。

(候補者の資格)

第2条 SAK 役員の候補者は公正、公平をもって、真に SAK の運営、発展に尽力する意志を持つ者で、かつ、次の各号に該当する者とする。

- 1) 運営規則第12条の所属団体（以下所属団体という）に5年以上にわたって所属していること。
- 2) 寄附行為第33条の加盟団体（以下加盟団体という）の役員を経験していること。
- 3) 年齢25才以上70才未満であること。
現在、就任中の役員にあっては同一役職の限度を4期（8年）とし、それを超えていないこと。
- 4) 継続して5年以上 SAJ 会員（以下会員という）であること。
- 5) 役員候補選出委員会（以下委員会という）が認めた者については、1)～5)に該当しなくても候補者となることができる。

(役員候補選出委員会の設置)

第3条 寄附行為第15条の役員の候補者を選出するために、委員会をおく。

(委員の選任及び数)

第4条 委員会を構成する委員は、理事会の依頼により、運営規則第14条に定めるブロックにおいて加盟団体の所属団体の会員から選出し、理事会が任命する。

- 2 委員の数は、役員を改選する評議員会が開催される年の1月1日現在の評議員数の過半数とする。
- 3 各ブロックから選出する委員の数は、委員を改選する年の1月1日現在のブロック毎の会員数に応じ比例配分する。但し、高校生会員は1/2として数える。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は委員長1名、副委員長2名を互選で選出する。

- 2 委員長は委員会の議長を司り、委員会が決定した候補者を理事会に推挙する。
- 3 副委員長は委員長を補佐する。

(委員会の召集・開催)

第6条 委員会の召集は最初は会長が行い、次回以降は委員長が行う。

- 2 委員会は委員総数の2分の1以上の出席により開催できる。ただし、開催前までに書面をもって他の委員に職務を委任した委員は出席とする。
- 3 委員長は必要とする者の出席、または意見を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は評議員の任期と同期間とする。ただし、委員が役員候補となった場合、及び委員を継続できない事由が生じた場合は、委員長の承認を得て、当該加盟団体の他の会員と交替する。

(候補者の選出方法)

第8条 委員会は候補者を選出するにあたり、ブロックに候補者の推薦を依頼し、理事会に役職を付して推挙する。理事会は委員会の推挙を尊重し、評議員会へ提案する。

- 2 理事定数の8割(小数点以下切り上げ)、及び監事の候補者を委員会は選出し、理事定数の2割(小数点以下切り上げ)の候補者を当該時点の会長が選出する。
ただし、委員会で推薦不相当とした候補者を会長は選出できない。
- 3 委員会は候補者が定数を超え、または達しない場合、その当該関係ブロックの委員の意見を聴取した後、委員会の議を経て候補者を選出する。
- 4 委員会は出席委員の多数決をもって候補者を決する。なお、委任状を提出した委員は出席として扱う。
- 5 委員会は本人の同意を得て、候補者を選出する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の議決による。

附則

- 1 この規程は平成12年1月1日から施行する。

以上